

自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（通帳式・証書式） ——定額複利預金——

1.（預金の支払時期等）

- (1) 自由金利型定期預金（M型）「定額複利預金」（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。

なお、この預金の場合、預入日の6か月後の応当日以後であれば10万円を超える部分については1万円以上1万円単位の金額で一部支払いすることができます。

- (2) あらかじめ自動解約入金約のある場合（以下「自動解約入金方式」といいます。）は、最長お預り期限（5年）到来後に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から支払日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および、次の預入期間に応じた金額階層別（300万円未満または300万円以上）の利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをする場合のこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、預入日から一部支払い日の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別（一部支払い時の元金金額が300万円未満または300万円以上）の約定利率によって、6か月複利の方法により計算し、一部支払いする元金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満 ② 1年以上2年未満 ③ 2年以上3年未満
④ 3年以上4年未満 ⑤ 4年以上5年未満 ⑥ 5年

- (2) この預金のお預り当初、元金金額が300万円を超えていた場合でも、一部支払いによりその元金金額が300万円を下回った場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。

- (3) この預金の最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金を第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、支払い、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前に解約することはできません。

- (2) この預金を第1条第2項の自動解約入金方式以外の方法で支払い（一部支払いを含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

4.（通帳記載事項・証書の効力）

自動解約入金方式により、最長お預り期限以後に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金した後は、通帳（または証書の当該受入れの記載）は無効となります。この場合、通帳記載事項に解約の表示をした後、返却しますので（または証書は無効となりますので）直ちに当店に提出してください。

5.（規定の追加）

この預金はこの規定および各定期預金共通規定により取扱いいたします。

以 上